

## 第1章 駐車場整備計画の概要

### 1-1 駐車場整備計画策定の背景（必要性）

現代の都市は、特に地方都市においては、人の移動・物資の輸送にとって、自動車利用が必要不可欠となっているものの、都市内の道路交通容量と駐車容量には限界があり、都市の社会・経済活動を支えるためには、より効率的な駐車場整備が望まれている。

今治市においても、瀬戸内しまなみ海道の全通・今治小松自動車道の整備等による交通流動の変化や今後の社会経済情勢の変化などに対応した駐車場整備地区<sup>※1</sup>や都市計画駐車場の在り方等について、総合的に検討する必要性に迫られている。

また、駐車場法では、平成3年の一部改正に伴って駐車場整備計画が新たに創設されており、駐車場整備地区を定めている場合には、市町村は、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（駐車場整備計画）を定めなければならない（法第4条）こととされている。今治市では、昭和51年に駐車場整備地区が指定されているが、これまで駐車場法に基づく駐車場整備計画の策定は行われていない。

現在の都市計画駐車場は、港湾ビル前駐車場に指定されているが、立体駐車場として整備された駐車施設はアスベスト問題で取り壊され、その跡地に残った平面駐車場が都市計画駐車場として位置づけられている状況にある。

このように駐車場整備地区では、時代の変化とともに地区内の状況は大きく変化しており、現在の駐車場整備地区内の駐車需要特性を把握して、改正後の駐車場法に基づいた駐車場整備計画を策定する必要性が生じている。

これらの理由から、市街地中心部における駐車実態調査を行い、将来の駐車需要量と供給量を推定・解析するとともに、この解析結果を踏まえ、住み良いまちづくりや都市活動の維持・活性化を促進するような駐車場整備計画の策定を行うものである。

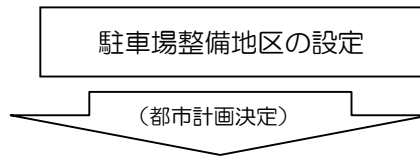
### 1-2 駐車場整備計画の内容

駐車場整備計画は、駐車場法第4条で規定されており、駐車場整備地区を定めている市においては、駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画を定めることとされている。

そのため、駐車問題が顕在化する地区の抽出や駐車施設を重点的に整備する地区の抽出を行い、中心市街地における駐車問題を整理し、総合的な交通体系を踏まえた駐車場整備計画を作成することが必要である。

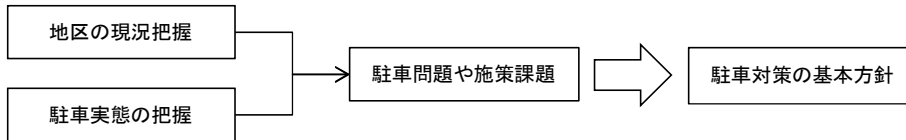


● 駐車場整備計画の内容



駐車場整備計画の策定（義務付け）

① 駐車場の整備に関する基本方針



- 例) ① 既存駐車場の有効活用  
 ② 公共・民間の適切な役割分担による駐車場整備  
 ③ 駐車施設の計画的な整備促進  
 ④ 中心市街地活性化の観点からニーズに対応した駐車場の確保

② 駐車場整備の目標年次及び目標量

- ・目標年次：平成32年（概ね10年後）
- ・目標量：将来の駐車施設量と駐車需要とのバランスを考慮した不足量
- ・考え方：予測方法や官民の役割分担等

③ 目標量を達成するために必要な路外駐車場の整備に関する施策

- ・地区内における路外駐車場の供給方針（駐車需要の質及び量の観点からの考え方）
- ・公共と民間の整備分担及び各々の整備を促進するための施策（目標年次までの地区内で実施が見込まれる施策等を盛り込む）

● 施策例

民間の役割	民間は、駐車需要の発生原因者として、自らの責任において駐車場整備や車庫の確保を図る。
公共の役割	民間駐車場の整備促進を図るための支援措置、道路交通対策、既存駐車場の有効活用、公共性の高い駐車場の整備等の諸施策を実施する。
施策方向	対策メニュー
土地の高度利用に向けた駐車場整備 まちづくりの観点からみた駐車場整備	・平面・低層駐車場の高度利用の促進と支援 ・良質な駐車場の整備促進及びその支援
自動車流入の抑制	・フリンジ駐車場の整備促進 ・パーク&(バス)ライド駐車場の整備促進
既存駐車場の有効活用	・休日の一時預かり駐車場供給量増加の促進 ・共通駐車券システムの導入 ・駐車場案内システムの導入・高度化
附置義務条例の見直し	・駐車マス、高さの見直しや荷捌き駐車事項の盛り込み
荷捌きによる路上駐車の解消	・共同荷捌き駐車場の設置に向けた体制づくり ・共同集配の実施に向けた体制づくり

④ 主要な路外駐車場の整備に関する事業計画の概要

- ・都市計画駐車場や重要な路外駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める。  
（主要な路外駐車場：都市計画駐車場、届出駐車場、公的融資を受ける駐車場）
- ・駐車場名称、位置、規模、駐車場種別、事業主体、供用予定年月日等の計画概要を定める。

1-3 策定のスケジュール

駐車場整備計画の策定は、下記に示すとおり3カ年にわたり実施した。

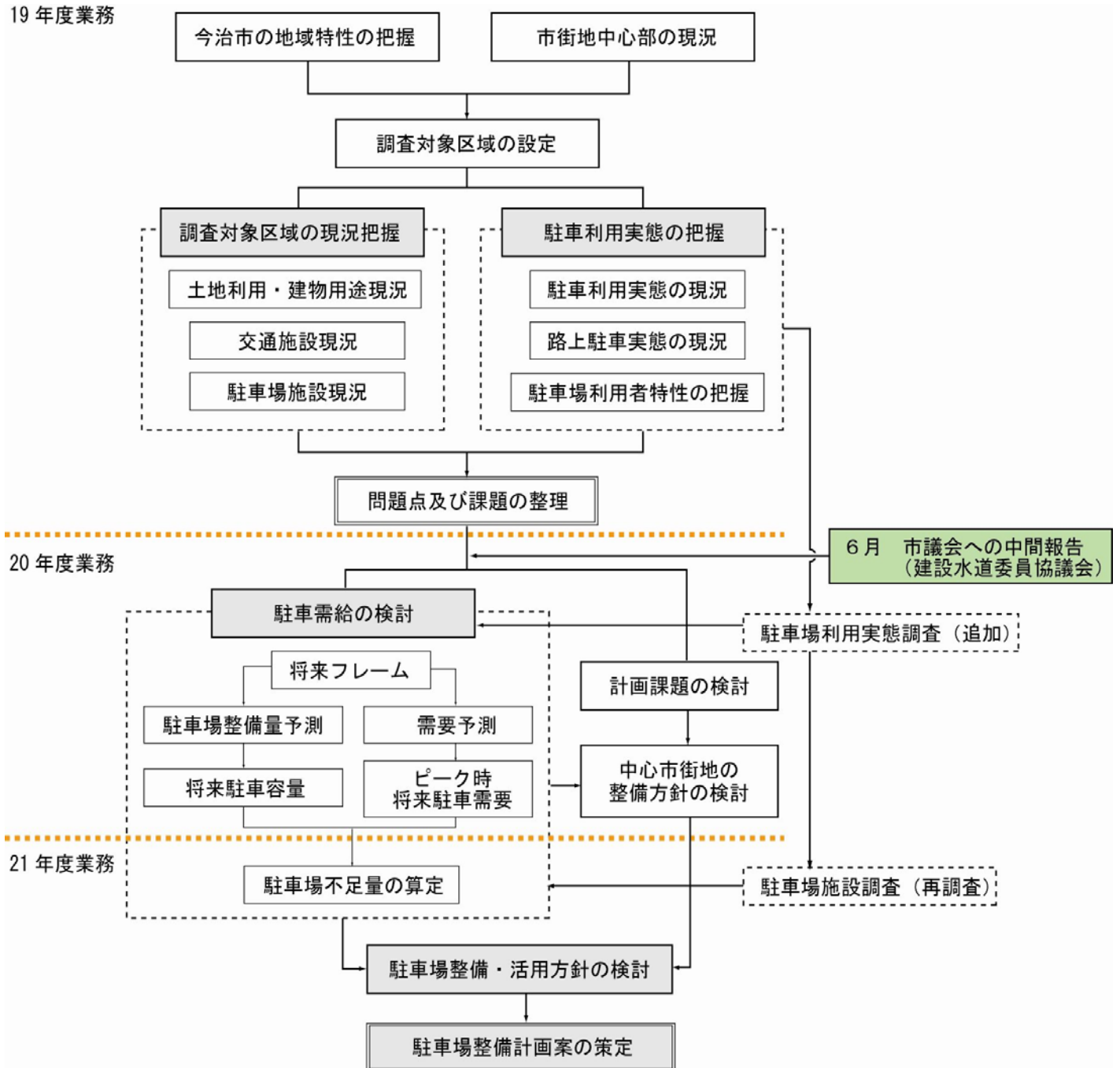


図 1-1 策定フロー

### 1-4 調査対象区域

現在の駐車場整備地区は、JR今治駅から今治港にかけての主に商業地域及び近隣商業地域を中心とする約187.2haの区域（昭和51年1月16日告示）が指定されている。

調査対象区域は、現駐車場整備地区の区域を基本とするが、駐車需要の発生が想定される今治城の区域が隣接しているため、これを含めたエリアとする。

ブロック区分については、前回の駐車場整備計画（平成2年3月）において使用している国勢調査単位区をベースにするものとし、みなと再生構想が検討されている今治港地区については、新たにブロック（Pブロック）として設定する。この結果、調査対象区域をA～Pまでの16ブロックに区分した。

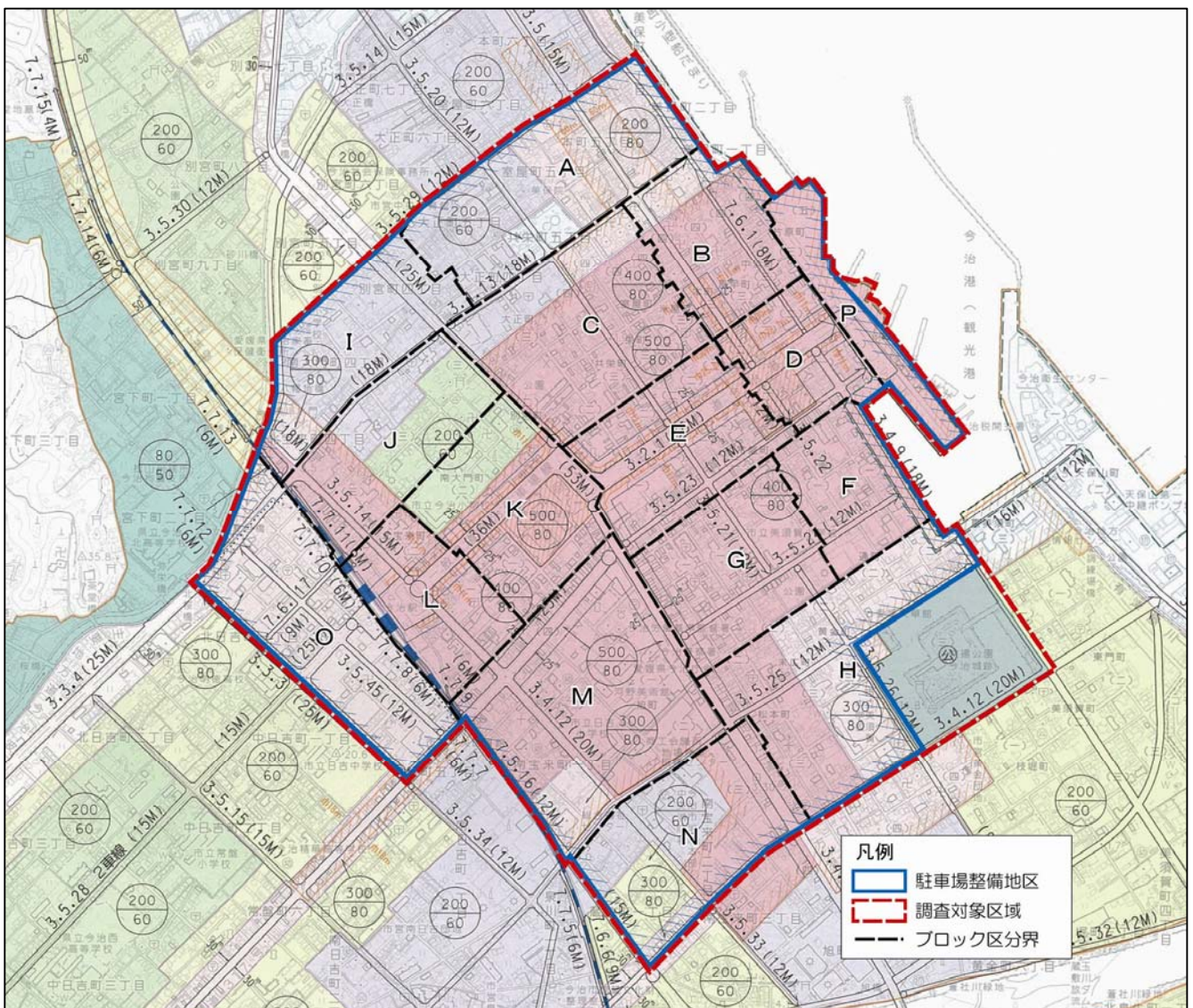


図1-2 調査対象区域

### 1-5 計画の目標年次

「駐車場整備計画の策定について（平成3年建設省通達）」において、駐車場整備計画の目標年次については、概ね10年後程度とするとされている。

本駐車場整備計画は、「今治市都市計画マスタープラン」の目標年次が平成32年であることから、概ね10年後となる平成32年を目標年次に設定した。

**計画目標年次：平成32年**

### 1-6 駐車場計画に関わる経緯

今治市における駐車場計画に関するこれまでの経緯は、以下に示すとおりである。

表 1-1 駐車場計画に関わるこれまでの経緯

年月日	内 容	備 考
昭和48年 7月19日	港湾ビル前駐車場の決定・・・(A=約0.08ha、地上3階4層、121台)	今治市告示第168号
昭和50年 5月	今治市駐車場整備計画の策定	(社)日駐車場工学研究会
昭和50年10月 6日	今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例制定	条例第42号
昭和50年11月15日	総合交通規制の実施	
昭和51年 1月16日	駐車場整備地区の決定・・・(A=約187.2ha)	今治市告示第4号
平成 2年 3月	今治市駐車場整備計画調査	(財)日システム開発研究所
平成 3年11月11日	駐車場法の一部改正・・・駐車場整備計画制度の創設(法4条)	
平成18年10月20日	港湾ビル前駐車場の変更・・・(A=約0.08ha、平面、約27台)	今治市告示第510号